**Ⅰ　指定施設における不在者投票制度について**

**１　不在者投票制度とは**

　公職の選挙における投票については、公職選挙法において、原則として選挙人が選挙の当日自ら投票所に行き投票することと定められています。

　しかしながら、入院加療中や、職務や業務に従事中等の理由によって、選挙の当日投票所へ行くことができない人もいます。

不在者投票制度は、このような人々のために、選挙期日の前でも一定の手続により投票することを例外的に認めた制度です。

このうち、指定施設において、入院患者又は入所者が病院長等の不在者投票管理者の下で行う投票が、指定施設における不在者投票制度です。

【参考Ｑ＆Ａ①】

Ｑ．我が病院は不在者投票施設として指定を受けましたが、分院があります。本院の指定をもって分院でも不在者投票を行うことができますか。

Ａ．分院自体について指定を受けない限り、たとえ本院の院長の管理の下であってもその分院では不在者投票を行うことはできません。

また、同一施設あるいは同一敷地内に老人保健施設や老人ホームなど関連施設が併設されている場合もそれぞれの施設が別々に指定を受けない限り、指定を受けていない施設での不在者投票はできませんので御注意ください。

**２　不在者投票管理者には誰がなるか**

　不在者投票は、投票手続の公正を保つ必要から、一定の管理者の管理の下で行わなければならないこととされており、この管理者を不在者投票管理者といいます。

　指定施設における不在者投票管理者には、その指定施設の施設長（病院にあっては、病院長。以下同じ。）があたることになっています（以下この冊子における｢不在者投票管理者｣は、これらの指定施設における不在者投票管理者を指します。）。

　ただし、公職の候補者となった施設長や外国籍の施設長は、不在者投票管理者となることはできません。

この場合、施設長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります（不在者投票の実施日に、施設長が旅行や出張等で不在の場合や指定施設の長に事故があったり、欠けた場合等も同様に職務を代理すべき者が不在者投票管理者となりますので御留意ください。）。

【参考Ｑ＆Ａ②】

Ｑ． 院長が選挙に立候補したので、院長の職務代理者を不在者投票管理者としていますが、たまたま同じ期間中に行われる他の選挙について、この院長を不在者投票管理者とし、不在者投票を行うことはできますか。

Ａ．不在者投票管理者となることができないのは、自分が立候補した選挙だけではなく、候補者としての身分を有している期間に行われる全ての選挙についてです。従いまして、院長の職務代理者を不在者投票管理者にしてください。

**３　指定施設で不在者投票をできる選挙人は**

指定施設で不在者投票をできる人は、次に掲げる条件を満たしていることが必要です。

①　不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。

②　選挙人名簿に登録されていること。

③　指定施設に入院又は入所中であること（通所のデイケアサービスを受けているだけでは入院又は入所中といえませんので、その施設において不在者投票をすることはできません。）。

④　上記①～③の条件を備えている者で、次の事項のいずれか１つに該当すると見込ま　れること。

ア　歩行は可能であるが、入院又は入所している指定施設が、入所者が属する投票区の区域外にあること。

イ　選挙の当日、疾病・負傷・妊娠等によって、歩行が困難であると予想されること。

◎　不在者投票は、選挙人が選挙の当日に投票所で投票できない状況にあると予想される場合に認められる投票方法ですので、指定施設で不在者投票をするために投票用紙等の交付を受けたものの、不在者投票をする前に退院又は退所したような場合は、選挙人は原則として選挙の当日、投票所へ行って投票することになります。その場合は、既に不在者投票のために交付された投票用紙等を返還しなければなりません。

　　したがって、このようなケースが生じた場合は、選挙人に対し、選挙の当日までに交付を受けた市区町村の選挙管理委員会に、投票用紙等を返還するか、又は選挙の当日においては投票所の投票管理者に投票用紙等を返還し、投票所で改めて投票用紙の交付を受けた上で投票するように御案内ください。

なお、投票を行わない場合も、その投票用紙等を、交付を受けた市区町村選挙管理委員会に返還しなければなりませんので、その旨もあわせて、御案内ください。

【参考Ｑ＆Ａ③】

Ｑ．指定施設で働いているのですが、入院(入所)者と同様にその施設で不在者投票をすることはできますか。

Ａ．指定施設で不在者投票ができる人は、その施設に入院又は入所している方に限られますので、当該施設の職員をはじめ、付添人や看護人等も、その施設において不在者投票を行うことはできません。

**４　不在者投票のできる選挙の種類は**

（１）不在者投票のできる選挙（各種投票を含む。）は、次のとおりです。

①　衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙（補欠選挙・再選挙を含む。以下②・③の選挙も同じ。）

②　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙

③　大都市地域における特別区の設置に関する法律第７条第1項の規定による特別区の設置についての投票

④　最高裁判所裁判官国民審査

⑤　日本国憲法第95条の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法制定の投票

　　⑥　日本国憲法第96条の規定による日本国憲法の改正についての国民投票

⑦　地方自治法第76条第３項の規定による地方公共団体の議会の解散請求に伴う投票

⑧　地方自治法第80条第３項、同法第81条第２項の規定による地方公共団体の議会の議員、長の解職請求に伴う投票

⑨　漁業法第99条第３項の規定による海区漁業調整委員会委員の解職請求に伴う投票

（２）この手引は、主として（１）①及び②の選挙の不在者投票の手続について記載しています。

（３）（１）③の選挙又は投票については、大都市地域における特別区の設置に関する法律により公職選挙法の不在者投票に関する規定の大部分が準用されていますので、その手続においては（１）①及び②の選挙の場合とほぼ同様ですが、都道府県の議会の議員及び長の選挙権のように同一の都道府県内で住所を移転した場合の選挙権の特例（Ｐ.８③「知事及び府議会議員選挙の場合にご留意いただく事項」参照）は適用されません。

（４）（１）④～⑨の投票についても、（１）①及び②の選挙とほぼ同様の手続で不在者投票ができます。

**５　不在者投票管理者の主な仕事は**

（不在者投票管理者に行っていただく事務は次のとおりですが、それぞれの詳しい内容については、項を改めて説明します。）

（１）入院又は入所中の選挙人の依頼によって、その選挙人に代わって、選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町村の選挙管理委員会（以下「名簿登録地の市区町村選挙管理委員会」という。）の委員長に対して、不在者投票の投票用紙及び封筒の交付請求をすること。

（２）上記選挙管理委員会の委員長から交付された投票用紙等を選挙人に渡し、投票立会人の立会いの下で不在者投票を行わせること。

（３）不在者投票を執行後、名簿登録地の市区町村選挙管理委員会（投票用紙等の交付の請求をした選挙管理委員会）に投票用紙等を送付すること。

**６　留意していただくこと**

（１）選挙人本人に代わって不在者投票の投票用紙等を請求いただく場合は、必ず本人に請求するか否かの意思確認をお願いします。

（２）施設内の投票記載場所の設置にあたっては、投票の秘密が守られるように特段の配慮をお願いします。なお、重病者等の歩行困難な方については、病室等で投票することも可能ですが、この場合においても投票の秘密が確保できるように配慮願います。

（３）代理投票（Ｐ.16②「代理投票による方法」参照）は、本人の意思により行うものであることに御留意いただくとともに、代理投票を行う際には、その投票を補助する者を、投票事務従事者から２名選任し、１名が本人の意思を確認して投票用紙に記載し、もう１名がその内容を確認しなければなりませんので、手続に遺漏のないようにお願いします。

（４）投票は、選挙人の自由な意思に基づき適正に行われるべきものでありますので、不在者投票管理者が業務上の地位を利用して入院又は入所している方に対して選挙運動をすることや、不在者投票事務に従事する者が投票に際し干渉することは罰則をもって禁止されていますので、このようなことのないようにお願いします。

**〔参　　考〕**

**選挙権と選挙人名簿の登録との関係について**

（１）選挙権の要件は、下記の積極的要件を具備していることを要するとともに、欠格事由（消極的要件）に該当していないことが必要です。

積極的要件: 国会議員の選挙については、年齢満18年以上の日本国民であること。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、年齢満18年以上の日本国民で、原則として引き続き３か月以上同一市町村に住んでいること。

　消極的要件: 禁錮以上の刑（執行猶予中の者を除く。）に処せられその執行が終わっていないことや、選挙犯罪等により刑に処せられ選挙権を停止させられていること（欠格事由）。

（２）各選挙において選挙人が実際に選挙権を行使するためには、選挙人名簿に登録されている必要があります。

選挙人名簿とは、選挙権のある者をあらかじめ登録しておいて、投票を円滑に行うとともに、投票の際、これと照合することによって二重投票の防止など選挙の公正を図ることを目的に市区町村選挙管理委員会が調製する名簿のことです。

選挙権があっても選挙人名簿に名前が載っていなければ、その者は投票することはできません。

この名簿の登録は、日本国民で新たに年齢満18年に達した者（下記②の選挙時登録の場合は選挙期日に年齢満18年に達する者）、あるいは既に選挙権のある者で、その市町村の住民基本台帳に引き続き３か月以上記録されている者（※）について市区町村選挙管理委員会が次の時期に行います。

　　　①　毎年３月、６月、９月、12月の１日現在（基準日）で調査し、それぞれの月の同日（登録日）に登録する（定時登録）。

　　　②　選挙の都度、基準日及び登録日を定め、この基準日で調査し、登録日に登録する（選挙時登録）。

　 （※）当該市町村の区域内から住所を移した年齢満18年以上の日本国民のうち、選挙人名簿に登録されている市区町村の住民票が作成された日から引き続き３箇月以上住民基本台帳に記録された者であって、選挙人名簿に登録されている市区町村の区域内に住所を有しなくなった日後、４箇月を経過しない者についても登録されます。

（３）一度調製された選挙人名簿は永久に据え置かれますので、選挙人は一度名簿に登録されますと抹消されない限り、その登録は永久に有効です。

ただし、他の市町村へ住所を移した場合は、住所を移した日後４箇月を経過した時点でその市区町村の選挙人名簿から抹消されます。

なお、他の市町村へ住所を移した場合、市町村選挙では直ちに選挙権が喪失するため投票することはできませんが、国の選挙や府の選挙においては、従前の住所地で現に選挙人名簿に登録されている住所地（以下「従前の住所地」という。）の選挙人名簿から抹消されるまでの間は、従前の住所地の市町村において選挙権を行使することができます。

ただし、府の選挙においては、この場合であっても投票するには、一定の条件と手続が必要となりますので、後述のＰ.８③｢知事及び府議会議員選挙の場合にご留意いただく事項｣を必ず御確認ください。

また、これらのことについて、事務処理上不明な点がありましたら、最寄りの市区町村選挙管理委員会へお問合せください。

**Ⅱ　不在者投票管理事務について**

　(不在者投票の概要については、先に説明したとおりですが、この項においては、実際に不在者投票管理者の方に事務を行っていただく上での事務処理の要領及び御留意いただきたい点を中心に説明します。)

不在者投票管理事務の処理を行っていただくに当たり、以下の投票用紙等の交付請求から投票の送致までの経過を明確にするために、事務処理簿(様式７　Ｐ.32、33)を備え付け、その事務処理の都度、必要事項を記入してください。

※後述の投票の送致の際には、この事務処理簿の写しを同封していただくこととなりますので、御留意ください。（Ｐ.17「４　不在者投票の送り方は」参照）

**１　投票用紙等の交付請求は**

　投票用紙等の交付請求は、選挙人が自ら請求する方法と、当該指定施設に入院又は入所中の選挙人の依頼により選挙人に代わって指定施設の長（不在者投票管理者）が一括して請求する方法の２通りがあります。

　いずれの場合においても、投票用紙等の交付請求は、選挙期日の前日までに各名簿登録地の市区町村選挙管理委員会（政令指定都市の場合は、区の選挙管理委員会。以下同じ。）の委員長に対して、直接又は郵便等（FAX不可）をもって行うこととなります。なお、選挙人が自ら請求する場合は、公的個人認証サービス等を利用したオンライン請求が可能な場合があります。この方法による請求につきましては、名簿登録地の市区町村選挙管理委員会にご確認ください。

また、選挙期日の公示（告示）日前においても交付請求を行うことができますが、この場合、市区町村の選挙管理委員会から投票用紙等が交付されるのは選挙期日の公示（告示）日の翌日（郵便等をもって発送する場合は、公示（告示）日前において市区町村選挙管理委員会が定める日）以後となります。

【参考Ｑ＆Ａ④】

Ｑ．投票用紙等の交付請求は、いつまでできるのですか。

Ａ．選挙期日の前日までできます。

しかし、指定施設での投票を終えた投票用紙等は、不在者投票管理者からそれぞれの市区町村選挙管理委員会に送付していただくことになりますが、市区町村選挙管理委員会は送られてきた投票用紙等を選挙当日に投票所が閉鎖されるまでに各投票管理者（投票所）の手元に届けなければなりません。

したがって、交付請求をされる場合には、投票管理者に届けるために必要な時間等を考慮し、なるべく早い時期に行われるようお願いします。

（１）指定施設の長（不在者投票管理者）が代理請求する方法

①　指定施設の長は、入院又は入所中の選挙人から依頼があった場合は、その選挙人に代わって文書(様式１－１及び１－２　Ｐ.23、24)によって各名簿登録地の市区町村選挙管理委員会の委員長に対して投票用紙等の交付請求をしてください。

一度、交付請求した後において、新たに別の選挙人から依頼があった場合はその都度交付請求してください。

なお、選挙人から点字で投票する旨の申し出があった場合は、その選挙人には点字投票用の投票用紙を交付する必要がありますので、必ずその旨を備考欄に付記してください。

　　②　指定施設に入院又は入所中の船員から依頼があった場合は、投票用紙等を請求する際に、その船員が所持する｢選挙人名簿登録証明書｣（様式２ Ｐ.25）を当該市区町村の選挙管理委員会にあわせて提示し、必要事項の記載を受けなければなりませんので御注意ください。

　　③　知事及び府議会議員選挙の場合にご留意いただく事項

　　　　前述のⅠの６〔参考〕（３）[Ｐ.７参照]のとおり、他の市町村へ住所を移した場合であっても、国の選挙や府の選挙においては従前の住所地の選挙人名簿から抹消されるまでの間は、従前の住所地の市町村で選挙権を行使できますが、知事及び府議会議員選挙の場合、投票するには一定の条件と手続が必要です。

選挙人が大阪府内のＡ市からＢ市へ住所を移した場合や、選挙人が大阪府内のＡ市からＢ市、更にＣ市に住所を移した場合において、Ａ市の選挙人名簿から抹消されていない選挙人は、Ｂ市やＣ市の選挙人名簿に登録されていなくても知事及び府議会議員の選挙の選挙権を有します。（同一都道府県内であれば、異動回数は、問わない。）

また、この選挙人が投票用紙等を交付請求する場合は、｢引き続き大阪府内に住所を有することの証明書｣を提示し、又は引き続き大阪府の区域内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

この証明書（様式３　Ｐ.26）は市町村長（全国どこの市町村でも）が発行しますので、これに該当する選挙人から申し出があった場合は、その選挙人に対し、この証明書を事前に取り寄せておくよう依頼してください。

また、選挙人に代わって不在者投票指定施設の長が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受けようとする場合には、請求者名簿（様式１－２　Ｐ.24）の備考欄の「引続居住」を〇で囲み、当該確認の申請を行ってください。

したがって、指定施設に入院又は入所中の方でＡ市の選挙人名簿に登録されているが、現在はＡ市からＢ市に住所を移している選挙人から不在者投票の申し出があった場合は、Ａ市の選挙管理委員会委員長に対して、この選挙人が取り寄せた｢引き続き大阪府内に住所を有することの証明書｣を添付するか、又は確認の申請を合わせて、投票用紙等を請求することとなります。

　　④　衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、最高裁判所裁判官国民審査の場合においては、他の市町村(府内外及び異動回数は問わない。)へ住所を移した場合であっても、従前の住所地の選挙人名簿から登録が抹消されるまでの間は、従前の住所地の市町村において投票ができます。この場合、③で説明したような証明書の添付や確認の申請は必要ありませんが、このような選挙人からの不在者投票の申し出に対しては、投票用紙等を請求する前に従前の住所地の市区町村選挙管理委員会に対してこの選挙人が選挙人名簿から抹消されていないことを確認した上で交付請求してください。（他の市町村に住所を移転した選挙人は、住所移転後４か月経過した時点で選挙人名簿から抹消されます。）

【参考Ｑ＆Ａ⑤】

Ｑ．府内Ａ市から府内Ｂ市に住所を移し、Ｂ市で選挙人名簿に登録されました。

Ａ市から住所移転後、４か月を経過していないのでＡ市の選挙人名簿にも登録されていると思います。

このような場合、投票用紙等の請求は、Ａ市、Ｂ市いずれの選挙管理委員会にするのですか。

Ａ．Ｂ市の選挙管理委員会に請求してください。

Ａ市の選挙人名簿に登録されている場合でも、Ｂ市で選挙人名簿に登録されたことによりＡ市では投票できません。

【参考Ｑ＆Ａ⑥】

Ｑ．市長選挙と同時に市議会議員選挙が行われています。この場合、投票用紙等の交付請求は市長選挙だけを行えば、市議会議員選挙の投票用紙等も併せて交付してもらえるのですか。

Ａ．市長選挙と市議会議員選挙は別々の選挙であり、交付する投票用紙等も異なりますので、投票用紙等の交付請求書には、それぞれの選挙の種類が特定できるように、「○○市長及び同市議会議員選挙｣、｢衆議院比例代表及び小選挙区選挙｣等と記載してください。

（２）選挙人が自ら交付請求する方法（本人請求）

　 　指定施設に入院又は入所中の選挙人は、自ら不在者投票用投票用紙等の交付請求をすることもできますが、この場合には、法令で定められた不在者投票事由に該当すると見込まれる旨の申出及びそれが真実に相違ない旨の宣誓書・請求書（様式４　Ｐ.27）をその名簿登録地の市区町村選挙管理委員会の委員長に提出し、あわせて投票しようとする指定施設の名称を申し出る必要があります。

　　 また、点字で投票しようとする場合には、その旨もあわせて申し出る必要がありま

す。

なお、その選挙人が前記（１）の③に該当する場合は、｢引き続き大阪府内に住所を有することの証明書｣を提示し、又は引き続き大阪府の区域内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

【参考Ｑ＆Ａ⑦】

Ｑ．運転免許証や保険証などは、「引き続き大阪府内に住所を有することの証明書」　　の代わりになりますか。

Ａ．これらの書類は「引き続き大阪府内に住所を有することの証明書」の代わりにはなりません。

この証明書の代わりとしては、転入先の市区町村長が発行した住民票の写し（発　　行された住民票をコピーしたものは、不可。）があります。

**２　投票用紙及び不在者投票用封筒の受領は**

先に説明しました手順により、投票用紙等を交付請求しましたら、各名簿登録地の市区町村選挙管理委員会から次のものが交付されます。

　○投　票　用　紙（｢点字投票｣として請求した場合は、投票用紙に｢点字投票｣と印刷されているものであるかどうかを確認してください。）

　○不在者投票用封筒（外封筒と内封筒の２種類）（様式５　Ｐ.28、29）

なお、選挙人が自ら請求した場合には、上記の書類の他に｢不在者投票証明書在中の封筒｣（様式６－１及び６－２　Ｐ.30、31）がその選挙人に交付されます。この封筒を投票前に選挙人が開封した場合、同封されている証明書は無効となり、選挙人は投票できなくなりますので、開封は選挙人が投票するときに不在者投票管理者である指定施設の長が行ってください。

【参考Ｑ＆Ａ⑧】

Ｑ．知事選挙などのように府域全域を１つの区域として行われる選挙では、各選挙管理委員会から交付される投票用紙等は全て同じように思われます。

不在者投票を行う入所者にどの選挙管理委員会から交付された投票用紙等であるかを気にしないで渡してもかまいませんか。

Ａ．各選挙管理委員会が投票用紙等を交付する際に、どの選挙人が投票したかどうかを確認できるように、選挙人名簿登録番号等を投票用外封筒に記載している場合があります。

したがって、不在者投票管理者から選挙人に投票用紙等を渡すときには、その選挙人が属する市区町村の選挙管理委員会から交付されたものを渡してください。

**３　投票の方法は**

（１）いつ投票を行わせるか

　　　指定施設で行う不在者投票は、指定施設の長（不在者投票管理者）の下で公示（告示）日の翌日から選挙の期日の前日までの間に行ってください。

　　　この期間中においては、土曜・日曜及び祝日を問わず午前８時30分から午後５時までの間、選挙人から不在者投票の申出があれば、これを拒むことはできません。事務処理上、施設内において特定の日を投票日として定めることは差し支えありませんが、その特定の日以外に選挙人から投票の申出があった場合にこれを拒否することはできません。また、前記の期間及び時間以外の時間帯に投票させることもできませんので御注意ください。

　　　なお、Ｐ.８の【参考Ｑ＆Ａ④】のとおり、投票を終えた投票用紙は、各選挙管理委員会の委員長を経由して、選挙当日に投票所が閉鎖される時刻までに投票管理者に届かなければ無効となりますので、郵送等に要する時間等を考慮してできるだけ早い時期に投票を行い、交付元の選挙管理委員会に返送するようにしてください。

【参考Ｑ＆Ａ⑨】

Ｑ．不在者投票は午後８時までできると聞きました。当院では夕方までは他の業務で忙しいので、不在者投票を行う時間を午後５時以降に設定していいですか。

Ａ．不在者投票を午後８時まで行えるのは、選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票場所（市・区役所、町村役場等）に限られますので、指定施設における不在者投票については、午前８時30分から午後５時までの間で行わなければなりません。

（２）投票のための設備は

　　　指定施設の長（不在者投票管理者）は、不在者投票を記載する場所を設けなければなりません。この場所の設置に当たっては、次の点に御留意ください。

　　①　投票を記載する場所には、机等を置き、黒色鉛筆、のり(封筒貼付用)を備えるほか、点字投票の必要があるときは、点字器等を備えておいてください。

　　②　他人が選挙人の投票を見ることができないよう、投票の秘密保持に御留意いただくとともに、投票用紙の交換その他の不正が行われることのないよう相当の設備を準備してください。

　　③　投票記載場所に立候補者の氏名等が記載されているようなポスターその他の

　　　文書が掲示されているようなときは、これを取り外してください。

　　④　一般の投票所や選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所（市・区役所、町村役場等）においては、公職選挙法の規定により候補者等の氏名等（衆議院比例代表選出議員選挙にあっては名簿届出政党等の名称又は略称。参議院比例代表選出議員選挙にあっては参議院名簿登載者１人の氏名（優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあっては、氏名及び当選人となるべき順位）又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称。以下同じ。）を掲示していますが、不在者投票指定施設における不在者投票にはそのような制度は認められていませんので、投票記載場所に候補者の氏名一覧や、選挙公報等を掲げることはできません。

 　　これらの文書図画を投票記載場所へ掲示することは、選挙の自由公正を害し、選挙人の行った投票が無効となり得ますので、特に御注意ください。

なお、選挙人から候補者等について知りたい旨の要請があった場合に、投票記載場所以外の場所で、選挙公報や新聞等を見てもらうことは差し支えありません。

【参考Ｑ＆Ａ⑩】

Ｑ．選挙人から候補者等について知りたいといった申出があったのですが、まだ選挙　　　公報が届いていません。新聞などをもとに施設で候補者等の一覧表を作成し、これを見ていただいくこととしてもいいですか。

Ａ．選挙公報が届く前に投票を行う場合は、候補者の情報が掲載された新聞を提供するか、もしくはその選挙を管理する選挙管理委員会から候補者名等の告示の写しを入手し、これを提供するなどの方法により対応してください。

また、選挙管理委員会のホームページに候補者情報や選挙公報を掲載している場合もありますので、併せて御確認ください。

指定施設において、独自に候補者等の一覧表をつくることは、内容に誤りがあった場合、選挙の自由公正を害することになりますので差し控えてください。

（３）立会人の選任は

①　立会人の選任

不在者投票を行う際には、指定施設の長（不在者投票管理者）は選挙権を有する者を最低１人選任し、不在者投票に立ち会わせなければなりません。

この立会人は、選挙権を有している者の中から選任することになりますが、住所要件などその不在者投票が行われる選挙の選挙権を全て具備している必要はありません。

しかし、指定施設における不在者投票であっても海区漁業調整委員会委員の解職請求に伴う投票の場合は、当該選挙の選挙権を有している者から外部立会人を選任する必要があります。

なお、立会人が立ち会わないで行われた不在者投票は無効となりますので、御注意ください。

　　　以下、外部立会人に係る事務の流れについて、説明します。

　　②　公正確保等（外部立会人の選任）

指定施設の長（不在者投票管理者）は、市区町村の選挙管理委員会が選定した者（外部立会人）を投票に立ち会わせるなど、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされています。

そこで、不在者投票の公正な実施の確保のため、次の＜１＞又は＜２＞の取組みのいずれかを行うことについて検討をお願いします。

なお、下記いずれの方法によるかは、市区町村の選挙管理委員会によって取扱いが異なりますので、各施設の所在地の市区町村の選挙管理委員会に御相談ください。

＜１＞市区町村選挙管理委員会が選定した者の中から、不在者投票管理者が外部立会人を選任する方法

＜２＞市区町村選挙管理委員会が市町村の公務員として個別に任命した外部立会人を、不在者投票管理者が立ち会わせる方法

Ａ　外部立会人の選任の流れ

上記＜１＞で、市区町村の選挙管理委員会が選定した者を外部立会人として選任する場合は、次の手順が考えられます。

ア　外部立会人を立ち会わせたい旨と、不在者投票の実施を希望する日時を、各施設の所在地の市区町村の選挙管理委員会に申し出てください。（様式８　Ｐ.34）

イ　市区町村の選挙管理委員会が外部立会人候補者名簿等の中から選定し、外部立会人候補者と施設双方の日時等を調整します。

ウ　市区町村の選挙管理委員会が、決定した日時、外部立会人候補者の氏名、その連絡先等を、指定施設の長（不在者投票管理者）に通知します。

エ　市区町村の選挙管理委員会から外部立会人候補者へも同様に通知します。

オ　指定施設から外部立会人本人に対し、立会人選任書を送付してください。（様式９　Ｐ．35）この際、立会を行う施設の場所の詳細や、集合場所なども外部立会人に連絡してください。

カ　外部立会人から承諾書を提出してもらってください。（様式10　Ｐ．36）

キ　当日、外部立会人が立ち会います。

ク　Ｐ.13「②公正確保等（外部立会人の選任）＜１＞」の場合、必要に応じ外部立会人に対して謝金を支払ってください。この際、領収書を徴収してください。（様式10　Ｐ．36）

【外部立会人選任のフロー図】

イ

選定



エ

外部立会人を

希望する旨と

ウ

ア

立会人

承諾書

・領収書

オ

カ

キ

Ｂ　外部立会人に対する謝金等の支払い

　　市区町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人には、謝金を支払うことになります。支払い方法は、上記②の＜１＞と＜２＞で異なります。

　＜上記②の＜１＞の方法による場合＞

指定施設の長（不在者投票管理者）が外部立会人を選任しますので、指定施設から外部立会人に対し、実際に従事した時間に応じて謝金を支払ってください。

当該謝金については、後日、当該選挙を管理執行する選挙管理委員会が属する地方公共団体の長へ御請求ください。

外部立会人に対する謝金の支払いの詳細は、Ｐ.19　「◆外部立会人を投票に立ち会わせるために要する経費」を参照してください。

＜上記②の＜２＞の方法による場合＞

当該選挙を管理執行する選挙管理委員会が属する地方公共団体の長が外部立会人に直接報酬を支払いますので、指定施設の長（不在者投票管理者）から謝金をお支払いいただく必要はありません。

ただし、この場合、市区町村選挙管理委員会に対して実績報告書（様式11　Ｐ．37）を提出してください。

【参考Ｑ＆Ａ⑪】

Ｑ．不在者投票管理者が立会人を兼務することはできますか。

Ａ．不在者投票管理者が兼務することも、不在者投票事務に従事する者や後ほど説明する代理投票の補助者がこの立会人を兼務することもできません。

【参考Ｑ＆Ａ⑫】

Ｑ．同一敷地内の複数の指定施設が同時に（同じ場所で）不在者投票を行う場合、それぞれの不在者投票管理者が別々に外部立会人の選定を依頼しなければならないのですか。

Ａ．いずれか１つの指定施設の不在者投票管理者が代表して市区町村の選挙管理委員会へ外部立会人の選定依頼を行ってください。

その上で、もう一方の施設の不在者投票管理者は、選定された当該立会人を不在者投票の立会人として、選任してください。（この場合、選挙管理委員会に対し経費請求できるのは、１つの施設のみです。）

（４）不在者投票を行わせる前にしなければならないことは

　　①　投票用紙等の点検

指定施設の長（不在者投票管理者）はまず選挙人に投票用紙及び投票用封筒を提示させ、所定のものであるかどうか、また、当該投票用紙等を請求し、交付を受けた選挙人であるかどうかを確認してください。

確認した結果、投票用紙に既に候補者等の氏名等が記載されている場合には、次の要領で処理してください。

ア　選挙人に対し、投票用紙の交付を受けた市区町村の選挙管理委員会（名簿登録地の市区町村選挙管理委員会）の委員長に、記載済みの投票用紙を返還し、引き換えに新しい投票用紙を交付請求することを指導する。

イ　選挙人が当該選挙管理委員会から新しい投票用紙の交付を受けた後、改めて不在者投票を行わせる。

これは、投票用紙への候補者等の氏名等の記載が、必ず指定施設の長（不在者投票管理者）の管理する場所で行われなければならないためであり、これ以外の場所で記載されたものは全て違法となります。この取扱いは特に注意してください。

【参考Ｑ＆Ａ⑬】

Ｑ．投票記載場所を設けず、事務職員が入院患者の各部屋をまわり、ベッドの上で投票してもらうことはできますか。

Ａ． 指定施設において、原則として、ベッドの上で不在者投票をすることはできません。

ただし、選挙人が重病人で歩行困難な状態にある場合には、指定施設の長（不在者投票管理者）の下で立会人が立ち会って行う限り、ベッドの上で投票することは可能です。この場合には、投票の秘密保持や投票の取扱いに十分注意してください。

②　不在者投票証明書の点検（本人請求の場合のみ）

ア　選挙人本人が直接、名簿登録地の市区町村選挙管理委員会の委員長に対して投票用紙等の交付請求をした場合には、前記Ⅱの２[Ｐ.10参照]で説明したとおり投票用紙、不在者投票用封筒の他に不在者投票証明書が専用の封筒に厳封されて交付されます。

この不在者投票証明書は、投票用紙等を請求した選挙人が、不在者投票を行える本人かどうかを確認するための重要な書類であり、仮にこの証明書が入った封筒が開封されているときは、いかなる理由（例えば、選挙人が誤って開封してしまったなど。）があっても投票をさせることはできませんので、選挙人から提出された封筒が開封されていないか、また、開封した跡がないかどうかを点検してください。

イ　指定施設の長（不在者投票管理者）は、不在者投票証明書を開封し、証明書の記載内容により本人確認を行ってください。

なお、不在者投票証明書の中の｢投票しようとする病院、老人ホームその他の施設の名称｣欄に記載されている指定施設の名称と所在地が不在者投票を行おうとしている指定施設の名称や所在地と一致しない場合又は空白である場合であっても、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があると認められるときには投票させることができます。

この場合は、不在者投票証明書の余白にその理由等を記録しておいてください。

（５）投票を行わせるときの手続は

　　①　自書による方法

　　　ア　投票の記載場所で選挙人に、投票用紙に候補者等の氏名等を自書させ、次に、これを不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、更にそれを不在者投票用外封筒に入れて封をさせた上で、その外封筒の表面の｢投票者｣と印字のある下に、選挙人本人に署名させ提出させてください。

　　　イ　選挙人が点字投票を行う場合には、アの順序とは異なり、内封筒に封をし、不在者投票用外封筒に入れる前に外封筒の表面に選挙人の氏名を点字で署名させてください。

　　　　　これは内封筒を外封筒に封入した後で署名を行うと、投票用紙に記載された文字(点字)が損なわれることがあるためです。

【参考Ｑ＆Ａ⑭】

Ｑ．投票用外封筒の｢投票者｣欄への選挙人氏名の記載はゴム印でもかまいませんか。

Ａ．投票用外封筒の｢投票者｣欄への選挙人氏名の記載は、代理投票の場合を除き、必ず選挙人本人の署名でなければなりません。

したがって、ゴム印が押印されているような場合は、選挙人自身に二重線で当該部分を抹消させ、改めて氏名を自署させてください。

なお、訂正箇所に訂正印を押印する必要はありません。

　　②　代理投票による方法

　　　　代理投票ができる選挙人とは、心身の障がいなどにより、また、文字を知らないなどにより自ら候補者等の氏名等を書くことができない選挙人に限られています。

　　　ア　選挙人から代理投票をしたい旨の申し出があった場合は、指定施設の長（不在者投票管理者）は代理投票をする事由があるかどうかを判断し、事由があると認めるときは、立会人の意見を聞いた上で、不在者投票事務従事者のうちからその選挙人の投票を補助すべき者２名を定め(投票を補助する者を投票立会人に選任することはできません。)、投票記載場所において、その補助者のうちの１人に選挙人の指示する候補者等の氏名等を投票用紙に記載させ、他の１人を立ち会わせてください。

　　　イ　投票用紙の記載をした補助者は、他の１人の立会いの下で、記載内容を選挙人に読み聞かせるなどにより確認させた後、投票用内封筒に投票用紙を入れ封をし、更に内封筒を外封筒に入れて封をした後、外封筒の表面の｢投票者｣と印字のある下に、選挙人の氏名を記載した上で指定施設の長（不在者投票管理者）に提出してください。

　　　　　この場合にあっては、その投票を補助した代理記載人の氏名は、書く必要はあ

　　　　りません。

ウ　選挙人から代理投票をしたい旨の申し出があった場合でも、指定施設の長（不在者投票管理者）は、代理投票をする事由（身体に障がいがある、文字を知らない等）がないと認めたときは、立会人の意見を聞いて、この代理投票を拒否することができます。

　　　　　ただし、選挙人がこの拒否の決定に不服がある場合や、指定施設の長（不在者投票管理者）が代理投票をさせると決定したことについて、立会人に異議がある場合には、その選挙人に対しては仮に代理投票をさせることとなります。

これを｢代理投票の仮投票｣といいます。

　　　　　なお、代理投票の仮投票については、投票の記載を補助した代理記載人に投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載することと併せて、その代理記載人本人の氏名を｢代理記載人　○○○○｣と記載させる必要がありますので御注意ください。

**４　不在者投票の送り方は**

指定施設の長（不在者投票管理者）は、投票を終えた不在者投票を、次の要領により、直ちにその名簿登録地の市区町村選挙管理委員会（投票用紙等を交付請求し、交付のあった選挙管理委員会）の委員長に直接又は郵便等で送付してください。

（１）選挙人（代理投票の場合は、代理記載人）から投票の提出を受けたときは、指定施設の長（不在者投票管理者）は、不在者投票用外封筒の裏面に投票年月日、投票場所（（例）○○病院○階会議室）を記載し、不在者投票管理者の欄に職名及び氏名（（例）○○病院長○○○○）を記載し、更に立会人の欄に立会人の署名をさせてください。

これらの記載に関しては、立会人の欄を除き、ゴム印等により記入していただいて結構ですが、立会人の欄については必ず立会人自身が署名しなければなりませんので御注意ください。

（２）（１）の処理が終わった外封筒を同一の市区町村の選挙管理委員会ごとに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に｢投票在中｣と表示した上、裏面に記名（施設の名称及び不在者投票管理者の氏名等）押印をしてそれぞれの選挙管理委員会宛に速やかに送付してください。

（３）送付の際には、以下の書類も同封してください。

　　・不在者投票事務処理簿（様式７　Ｐ.32、33）の写し（１部）・・・Ｐ.７で前述

　　 ・不在者投票証明書・・・選挙人が自ら投票用紙等を交付請求し、施設において不在者投票を行った場合のみ

 　・投票が行われなかった投票用紙・投票用封筒

・・・投票用紙等の交付を請求したが、実際には投票が行われなかった場合のみ（破棄しないでください。）

**５　所要経費の請求は**

**◆不在者投票の事務に要する経費**

（１）指定施設で不在者投票の事務を行っていただく場合、投票用紙等の請求や投票後の投票用紙の送付など経費が必要になりますので、これらに要する経費として施設からの請求に基づき、不在者投票を完了した選挙人１人につき1,073円を支払うこととなっています。

この経費の支払い対象は、｢不在者投票を完了した選挙人｣となっているため、投票用紙等を交付されていても選挙人が投票しなかった場合には、支払いの対象となりませんので御注意ください。

（２）所要経費の請求先は、下記のとおり選挙の種類によって異なりますので御注意ください。請求の方法については、選挙の種類ごとに下記請求書送付先宛お問いわせください。

なお、大阪府に請求いただく場合は事前に大阪府選挙管理委員会から送付します｢不在者投票管理経費請求書｣（様式13　Ｐ.39～47）によって、選挙の期日後速やかに大阪府知事(送付先は大阪府選挙管理委員会事務局)宛御請求ください。

**(選挙の種類と所要経費の請求先)**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選　挙　の　種　類 | 請求先 | 請求書の送付先 |
| 衆議院議員総選挙(※１)参議院議員通常選挙(※１）国会議員の補欠選挙（大阪府内で行われるものに限る。）大阪府知事の選挙大阪府議会議員 | 大阪府知事 | 〒５４０－８５７０（郵便番号のみ、住所不要）大阪府選挙管理委員会事務局 |
| 国会議員の補欠選挙（他の都道府県で行われるものに限る。）他の都道府県の知事、議会議員選挙 | 当　　該都道府県知　　事 | 各都道府県選挙管理委員会事務局（Ｐ.56参照） |
| 市町村長(※２)の選挙市町村議会議員(※２) | 当　　該市町村長 | 各市町村選挙管理委員会事務局（大阪府内Ｐ.54、55参照） |

（請求先についての注意事項）

（※１）　衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙については大阪府以外の都道府県の選挙人名簿に登録されている選挙人の不在者投票であっても、大阪府が経費をお支払いしますので、他の都道府県の選挙人の分も併せて大阪府知事（送付先は大阪府選挙管理委員会事務局） 宛に御請求ください。

（※２）　大阪府知事及び府議会議員の選挙と同日に執行する市町村長又は市町村議会議員の選挙があり、これらの選挙の不在者投票を同時に行った場合は、選挙人１人に対して大阪府から一括して経費をお支払いしますので、大阪府知事（送付先は大阪府選挙管理委員会事務局）宛御請求ください。（なお、選挙人が複数の選挙に投票しても、請求できるのは１人につき1,073円です。）

**◆外部立会人を投票に立ち会わせるために要する経費**

（１）指定施設の長（不在者投票管理者）が市区町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を選任し、投票に立ち会わせた場合（Ｐ.13「②公正確保等（外部立会人の選任）、＜１＞」）は、指定施設の長（不在者投票管理者）から外部立会人に対し、謝金を支払う必要があります。

（２）謝金額は、１人１日10,900円（8.5時間分）が基準（上限）とされていますが、１日のうちの一部の時間について従事した場合には、従事時間数に応じた額となります。

実際の従事時間

8.5時間

具体的には、10,900円× 　　　　　　　　＝謝金額

（１円未満の端数は四捨五入）

※大阪府への請求の場合

なお、１回当たりの従事時間が７時間以下の場合で、１時間未満の端数があるときは、１時間に切り上げてください。

また、１回当たりの従事時間が７時間を超えて8.5時間以下の場合は、8.5時間としてください。

１日当たりの従事時間に応じた外部立会人の謝金額は、次のとおりとなります。

|  |  |
| --- | --- |
| １回当たりの従事時間 | 謝金額 |
| １時間（１時間以内の場合） | １，２８２円 |
| ２時間（１時間を超え、２時間以内の場合） | ２，５６５円 |
| ３時間（２時間を超え、３時間以内の場合） | ３，８４７円 |
| ４時間（３時間を超え、４時間以内の場合） | ５，１２９円 |
| ５時間（４時間を超え、５時間以内の場合） | ６，４１２円 |
| ６時間（５時間を超え、６時間以内の場合） | ７，６９４円 |
| ７時間（６時間を超え、７時間以内の場合） | ８，９７６円 |
| ８.５時間（７時間を超える場合） | １０，９００円 |

※総務省が示す算出方法により、各時間単価を設定（1円未満の端数は四捨五入）。

（３）指定施設の長（不在者投票管理者）が外部立会人に対して謝金を支払った場合、大阪府知事宛にその費用を請求することができます。

（４）請求の際は、次の書類が必要です。

・請求書（様式14　Ｐ. 48～51）

※請求書は、「不在者投票の事務に要する経費」（投票者１人につき1,073円を請求するもの）とは別になります。

・立会人に係る市区町村の選定通知の写し（様式12　Ｐ. 38）

・謝金領収書の写し（様式10　Ｐ. 36）

（５）請求先は、原則として、Ｐ. 18（２）の表と同じです。

ただし、複数の選挙が同日に行われた場合は、謝金額を各選挙の投票者数に応じてあん分の上、それぞれの選挙を管理執行する選挙管理委員会が属する地方公共団体の長に請求する場合もあります。

【留意点】

請求できるのは、正規の手続により市区町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人に係る費用のみであり、指定施設が独自で選任した立会人に係る費用は請求できませんので、御注意ください。

**Ⅲ　不在者投票指定施設における選挙運動について**

不在者投票指定施設における選挙運動については、公職選挙法により一般の選挙運動に関する制限のほか、次のような制限がありますので、十分御留意ください。

（１）不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位（その者の日常　　　 の職務上有する影響力）を利用して選挙運動をすることが禁止されています。

また、不在者投票管理者が公務員である場合には、上記制限に加え、国家公務員　　　 法又は地方公務員法の規定に基づく政治的行為（選挙運動を含む。）の制限のほか、その地位を利用して選挙運動をすることは禁止されています。

（２）全ての選挙において、その選挙の期日の公示（告示）日から、選挙の当日までの間、国、地方公共団体が所有し、又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）では、政党その他の政治活動を行う団体が、政治活動のためのポスターを掲示することやビラ等の文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）を頒布（郵便又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）することは禁止されています。

（３）衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員及び都道府県知事の選挙においては、選挙運動用ポスター（衆議院議員総選挙における候補者届出政党又は名簿届出政党等及び参議院比例代表選出議員選挙における名簿登載者（候補者）（優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものを除く。）を公営ポスター掲示場以外の場所に掲示することは一切できないとされていますので、病院や施設の室内や廊下等に選挙運動用ポスターを掲示することはできません。

また、都道府県の議会議員選挙並びに市町村の議会議員及び長の選挙においても、条例により公営ポスター掲示場制度が導入されていますので、上記と同様に病院や施設の室内や廊下等に選挙運動用ポスターを掲示することは一切できません。

（４）衆議院議員総選挙では候補者届出政党又は名簿届出政党等が、また、参議院比例代表選出議員選挙では名簿登載者（候補者）（優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用する選挙運動用ポスターの掲示については、公営ポスター掲示場制度が導入されていませんので、掲示箇所の管理者の同意のもと、自由に掲示することができますが、次のような場所への掲示は禁止されています。

①　国又は地方公共団体が所有し又は管理する不在者投票指定施設

②　上記①以外の指定施設の場合は、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所（歩行困難のため病院のベッドで不在者投票を行う場合にあっては、そのベッドの所在する病室）

（５）選挙の種類によっては、選挙期日の公示（告示）日からその選挙の当日までの間、一定の要件を具備する政党その他の政治団体が、政治活動用ポスター及び推薦演説会周知用ポスターを掲示することが認められていますが、この場合でもこれらポスターを前記（４）の①及び②の場所に掲示することが禁止されています。

（６）何人も病院、診療所その他の療養施設においては、いかなる名義であっても、選挙運動のための演説や連呼行為をすることが禁止されています。

したがって、施設内においては個人演説会、政党演説会、政党等演説会、政談演説会、推薦演説会といった演説会は一切開催できません。

（７）何人も選挙に関し、投票を得若しくは得さしめ又は得さしめない目的をもって戸別訪問をすることが禁止されていますが、指定施設においても、各部屋（病室など）が構造上それぞれ独立しており、しかも入院患者（入所者）が相当期間継続して入院（入所）している場合にあって、社会通念に照らし、各部屋が入院患者（入所者）の居室に準ずる程度にまで達していると認められるときには、各部屋を訪問し、投票依頼をすることも戸別訪問の禁止行為に該当します。

また、どのような方法であっても、選挙運動のために、各部屋を戸別に特定の候補者の氏名等を言い歩く行為等も、戸別訪問に該当するものとみなされ禁止されています。

（８）何人も、選挙の期日（ただし、無投票の場合にあっては、その旨を選挙長が告示した日）後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶をする目的をもって各部屋を戸別訪問することも禁止されています。

（９）選挙管理委員会のホームページに掲載されている候補者情報や選挙公報のページをプリントアウトして頒布することは、違法な文書図画の頒布に当たるおそれがあります。

**Ⅳ　　様　　式　　集**

**■投票関係**

|  |  |
| --- | --- |
| **様式** | **名称** |
| **１－１** | **代理請求書** |
| **１－２** | **請求者名簿** |
| **２** | **選挙人名簿登録証明書（船員分）** |
| **３** | **引き続き大阪府内に住所を有することの証明書** |
| **４** | **不在者投票宣誓書・請求書** |
| **５** | **不在者投票用外封筒、内封筒** |
| **６―１** | **不在者投票証明書** |
| **６－２** | **不在者投票証明書用封筒** |
| **７** | **不在者投票事務処理簿** |

**■外部立会人関係**

|  |  |
| --- | --- |
| **様式** | **名称** |
| **８** | **外部立会人の選定について（依頼）［指定施設→市区町村］** |
| **９** | **立会人選任書［指定施設→外部立会人］** |
| **10** | **立会人承諾書・領収書［外部立会人→指定施設］** |
| **11** | **実績報告書［指定施設→市区町村］** |
| **12** | **選任／任命通知（指定施設宛）［市区町村→指定施設］** |

**■経費請求関係**

|  |  |
| --- | --- |
| **様式** | **名称** |
| **13** | **不在者投票管理経費請求書****※不在者投票管理経費請求書記載例①～③** |
| **14** | **外部立会人経費請求書****※外部立会人経費請求書記載例** |